

秋田市自由参加型物品調達事務処理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、秋田市が発注する物品およびその他の製造の請負（以下、「物品等」という。）について、自由参加型物品調達（物品等の調達にあたり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約者を決定する方式で、以下「オープンビッド」という。）を実施するため、秋田市財務規則（平成9年規則第37号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象物品等）

第2条 オープンビッドの対象は、次のとおりとする。

- (1) 1件の予定金額が10万円以上150万円以下の物品の買入れおよび1件の予定金額が10万円以上200万円以下の物品の製造請負。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 緊急性を要するもの
 - イ 単独随意契約となるもの
- (2) 設計金額が10万円未満の物品等のうち、オープンビッドに付することが有利となるもの

（参加資格者）

第3条 オープンビッドに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中でないこと。
- (4) その他物品ごとに定める要件を満たすこと。

（物品等の掲示）

第4条 市長は、第2条に掲げる物品等が発注する場合においては、あら

かじめ次の各号に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 物品名、納品場所および納期
- (2) 物品等の仕様
- (3) 見積書提出日時
- (4) 見積書提出場所
- (5) 参加要件
- (6) その他必要な事項

2 前項の掲示は、契約課掲示板および秋田市ホームページへ掲載する。

(見積書の提出)

第5条 オープンビッドに参加しようとする者は、オープンビッド見積書(様式1)に必要な事項を記載のうえ指定の日時に、指定の場所で提出するものとする。ただし、秋田市電子入札システムにおいて執行する場合の取扱いは、秋田市電子入札システム運用基準(物品およびその他の製造の請負)による。

2 同等品で参加する場合は、オープンビッド同等品承認書(様式2)によりあらかじめ担当課の承認を得て、指定の日時までに契約課へ提出するものとする。

(結果公表)

第6条 結果については、受注決定者、見積額等を契約課ホームページ等で公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

オープンビッド見積書

(宛先) 秋田市長

業者番号

住 所

商 号

代表者名

印

契 約 番 号	
物 件 名	
税抜見積金額	円
税込見積金額	円

(様式2)

年 月 日

オープンビッド同等品承認書

下記の物品等を同等品と認めます。

担当課

氏 名

印

契約番号

No	対 象 物 品	同 等 品

同等品承認依頼者

業者番号

住 所

商 号

代表者名